

工事調査様式－1 その価格により入札した理由書（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内に提出）

その価格により入札した理由書

件名：令和6年度 県単道路改築工事

業者名：有限会社外谷建設

住所：上水内郡信濃町大字柏原2896番地

項目	内容
1 その価格により入札した理由	<p>弊社の過去の実績、協力会社の施工協力により、安全かつ高品質な工事の履行が可能であると判断しました。</p> <p>本工事の直接工事費は、協力会社の見積金額等を採用し、共通仮設費、現場管理費については過去の工事実績を勘案し、計上いたしました。</p> <p>一般管理費は、当該工事に必要な費用、企業運営に必要な費用を適切に計上しています。</p>
2 契約工事に関する手持ち工事の状況	(長野県長野建設事務所)令和5年度 防災・安全交付金(道路)工事 (環境省 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所)令和6年度上信越高原国立公園万座園地廃屋撤去工事 (環境省 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所)令和5年度(補正繰越)上信越高原国立公園万座園地改修工事
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の工事名、発注者、工事成績評点	別紙

記載要領

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式1 その価格により入札した理由書

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

工事調査様式－1(別紙)

発注者	工事名	工事箇所	評定点	予定価格	入札金額	落札率%	備考
1 長野地域振興局	令和元年度 経営体育成基盤整備事業 仁之倉地区 用水路工事	上水内郡信濃町大字柏原	82	26,980,000	24,960,000	92.5	
2 長野地域振興局	令和元年度 経営体育成基盤整備事業 穂波地区 支線4号用水路工事	上水内郡信濃町大字穂波	83	13,650,000	12,630,000	92.5	
3 長野建設事務所	令和4年度 防災・安全交付金 施設機能向上工事	(一)鳥居川 上水内郡飯綱町 豊野～牟礼	76	16,040,000	15,080,000	94.0	
4 長野建設事務所	令和4年度 県単河川改修(補正)工事	(一)楠川 長野市 戸隠平沢	85	25,770,000	24,300,000	94.3	
5 長野地域振興局	令和4年度 県単緊急農地防災事業 普光寺原田地区 水路工事	上水内郡飯綱町大字普光寺	87	8,730,000	8,240,000	94.4	
6 長野建設事務所	令和2年度 県単道路橋梁維持(歩道リメイク)・県単道路橋梁維持(舗装修繕)合併工事	長野管内一円 管内一円 ((一)閏崎川中島(停)線 長野市 真島)	80	11,200,000	10,580,000	94.5	
7 長野地域振興局	令和3年度 経営体育成基盤整備事業 穂波地区 用水路工事	上水内郡信濃町大字穂波	86	15,190,000	14,350,000	94.5	
8 長野建設事務所	令和3年度 県単河川改修(補正)工事	(一)聖川 長野市 田沢～赤田	82	15,590,000	14,730,000	94.5	
9 長野建設事務所	令和2年度 県単道路改築工事	(主)長野荒瀬原線 上水内郡飯綱町 御所之入	80	13,260,000	12,530,000	94.5	
10 長野地域振興局	令和3年度 県営林道古海(支)線開設工事(第1工区)	上水内郡信濃町 字 古海	80	11,980,000	11,320,000	94.5	
11 長野建設事務所	令和2年度 防災・安全交付金 総合流域防災(加速化)工事(牛島2工区)	長野管内一円 管内一円 ((一)保科川 長野市 若穂牛島2工区)		27,420,000	25,910,000	94.5	
12 長野地域振興局	令和5年度 経営体育成基盤整備事業 穂波地区 用水路工事	上水内郡信濃町大字穂波	84	11,240,000	10,620,000	94.5	
13 長野建設事務所	令和2年度 県単河川改修(補正)工事	(一)八蛇川 上水内郡飯綱町 東黒川	76	11,810,000	11,160,000	94.5	
14 長野建設事務所	令和2年度 県単河川維持工事	長野管内一円 管内一円 ((一)蛭川 長野市 松代東条)		26,970,000	25,490,000	94.5	
15 長野地域振興局	令和3年度 復旧治山事業第8号工事	長野市鬼無里 字 冷沢	77	45,330,000	42,840,000	94.5	
16 長野建設事務所	令和元年度 1災公共土木施設災害復旧工事	(一)赤野田川 長野市 和田上橋		7,130,000	6,740,000	94.5	
17 長野建設事務所	令和元年度 1災公共土木施設災害復旧工事	(一)古海川 上水内郡信濃町 柄山踏切下		12,250,000	11,580,000	94.5	
18 長野建設事務所	令和4年度 県単砂防(補正)工事	(砂)牧川沢 長野市 新井	83	10,060,000	9,510,000	94.5	
19 長野建設事務所	令和5年度 県単河川改修工事	(一)赤野田川 長野市 川田	79	9,540,000	9,020,000	94.5	
20 長野地域振興局	令和2年度 経営体育成基盤整備事業 穂波地区 支線用水路工事	上水内郡信濃町大字穂波	73	15,910,000	15,050,000	94.6	

低入札価格調査に該当した工事は、備考欄に「低入調査」を記載。

工事調査様式－1（別紙）

- 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

工事調査表－1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名		令和6年度 県単道路改築工事					
工種	単位	入札時				工事完成時	
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)
直接工事費		11,778,048		11,778,048			
共通仮設費		1,888,100		1,662,831			
純工事費		13,666,148		13,440,879			
現場管理費		5,110,000		4,486,762			
工事原価		18,776,148		17,927,641			
一般管理費等		3,783,852		3,322,359			
工事価格合計		22,560,000		21,250,000			
消費税		2,256,000		2,125,000			
工事費計		24,816,000		23,375,000			

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－1 積算内訳書

1. 調査表2の総括表として作成する。
2. 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。

工事調査表－2 工事費内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工事費内訳書

工事名		令和6年度 県単道路改築工事										
工種		入札時			当初入札額			最終契約額	最終実績額		(b)/(a)	(b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合その理由を記入
		数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)		金額(C)	数量		
道路改良												
道路土工				1	1,102,370	1,102,370						
擁壁工				1	327,888	327,888						
カルバート工				1	291,755	291,755						
排水構造物工				1	3,520,169	3,520,169						
構造物撤去工				1	1,106,290	1,106,290						
舗装												
舗装工				1	2,233,545	2,233,545						
縁石工				1	28,156	28,156						
区画線工				1	138,211	138,211						
道路付属施設工				1	30,864	30,864						
仮設工												
任意仮設工				1	2,998,800	2,998,800						
直接工事費				1		11,778,048						
共通仮設費						1,662,831						
純工事費						13,440,879						
現場管理費						4,486,762						
工事原価						17,927,641						
一般管理費等						3,322,359						
工事価格計						21,250,000						
消費税						2,125,000						
工事費計						23,375,000						

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－2 工事費内訳書

1. 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人を以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
(注) 本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

工事調査表一3 手持ち資材一覧(主要資材) (低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

手持ち資材一覧(主要資材)

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－3 手持ち資材一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

工事調査表-4 資材購入先一覧(主要資材) (低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

資材購入先一覧(主要資材)

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－4 資材購入先一覧

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

工事調査表-5 手持ち機械一覧(主要機械) (低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

手持機械一覽(主要機械)

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－5 手持ち機械一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を調査対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が調査対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。

工事調査表一6 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事名	工種	職種	令和6年度 県単道路改築工事							(B)/(A)	(B)/(A) < 1の場合 その理由を必ず記入 (*下請けへのしわ寄せと判断された場合は、工事成績が減点されます)
			入札時			工事完成時					
			単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係等			
道路土工											
掘削工	運転手(特殊)	27,090	0.748	(有)服部石材 協力会社(20年)							
残土処理工	運転手(一般)	23,310	5.4	(有)服部石材 協力会社(20年)							
擁壁工	型わく工	27,720	2.9472	(有)服部石材 協力会社(20年)							
場所打擁壁工(構造物単位)	土木一般世話	30,450	1.1856	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	特殊作業員	27,510	0.4455	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	普通作業員	24,360	3.5123	(有)服部石材 協力会社(20年)							
カルバート工 作業土工	普通作業員	24,360	0.1	(有)服部石材 協力会社(20年)							
プレキャストカルバート工	型わく工	27,720	0.1864	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	土木一般世話	30,450	0.5074	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	特殊作業員	27,510	0.4585	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	普通作業員	24,360	1.2619	(有)服部石材 協力会社(20年)							
排水構造物工 作業土工	運転手(特殊)	27,090	1.394	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	特殊作業員	27,510	1.815	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	普通作業員	24,360	4.741	(有)服部石材 協力会社(20年)							
集水桿・マンホール工	型わく工	27,720	1.4718	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	土木一般世話	30,450	0.4838	(有)服部石材 協力会社(20年)							
	特殊作業員	27,510	0.1466	(有)服部石材 協力会社(20年)							

工事調査表一6 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事名	工種	職種	令和6年度 県単道路改築工事							(B)/(A)	(B)/(A) <1の場合 その理由を必ず記入 (*下請けへのしわ寄せと判断された場合は、工事成績が減点されます)
			入札時			工事完成時					
			単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係等			
	普通作業員	普通作業員	24,360	1.4054	(有)服部石材 協力会社(20年)						
構造物撤去工 構造物取壊し工	運転手(特殊)	運転手(特殊)	27,090	0.5	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	土木一般世話役	土木一般世話役	30,450	0.896	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	特殊作業員	特殊作業員	27,510	0.78	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	普通作業員	普通作業員	24,360	0.896	(有)服部石材 協力会社(20年)						
運搬処理工	運転手(一般)	運転手(一般)	23,310	2.1396							
舗装工 舗装準備工	運転手(特殊)	運転手(特殊)	27,090	0.77	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	土木一般世話役	土木一般世話役	30,450	0.0385	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	特殊作業員	特殊作業員	27,510	0.231	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	普通作業員	普通作業員	24,360	0.1925	(有)服部石材 協力会社(20年)						
アスファルト舗装工 下層路盤工	運転手(特殊)	運転手(特殊)	27,090	2.925	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	土木一般世話役	土木一般世話役	30,450	0.3	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	特殊作業員	特殊作業員	27,510	1.0125	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	普通作業員	普通作業員	24,360	1.125	(有)服部石材 協力会社(20年)						
下層路盤工	運転手(特殊)	運転手(特殊)	27,720	1.4625	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	土木一般世話役	土木一般世話役	30,450	0.15	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	特殊作業員	特殊作業員	27,510	0.525	(有)服部石材 協力会社(20年)						
	普通作業員	普通作業員	24,360	0.5625	(有)服部石材 協力会社(20年)						
表層工	運転手(特殊)	運転手(特殊)	27,720	0.64	岩澤建設(株) 協力会社(20年)						

工事調査表—6 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事調査表－7 工種別従事者配置計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工種別従事者配置計画

工事名	工種	種別	令和6年度 県単道路改築工事										(B)/(A) <1の場合 その理由を必ず記入 (*下請けへのしわ寄せと判断された場合は、工事成績が減点されます)					
			入札時							工事完成時								
			配置予定人数							配置予定人数								
			世話役	普通作業員	特殊作業員	運転手特殊	運転手一般	型枠工	交通誘導警備員	計(A)	世話役	普通作業員	特殊作業員	運転手特殊	運転手一般	型枠工	計(B)	(B)/(A)
道路土工	掘削工					0.748				0.748						0		
	残土処理工						5.4			5.4						0		
擁壁工	場所打擁壁工 (構造物単位)	1.1856	3.5123	0.4455				2.9472		8.0906						0		
カルバート工	作業土工		0.1							0.1						0		
	プレキャストカルバート工	0.5074	1.2619	0.4585				0.1864		2.4142						0		
排水構造物工	作業土工		4.741	1.815	1.394					7.95						0		
	集水桟・マンホール工	0.4838	1.4054	0.1466				1.4718		3.5076						0		
構造物撤去工	構造物取壊し工	0.896	0.896	0.78	0.5					3.072						0		
	運搬処理工						2.1396			2.1396						0		
舗装工	舗装準備工	0.0385	0.1925	0.231	0.77					1.232						0		
	アスファルト舗装工	0.69	2.9675	2.1775	5.0275					10.8625						0		
縁石工		0.1436	0.33	0.1392				0.1124		0.7252						0		
仮設工	交通誘導警備員								210	210						0		

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－7 工種別従事者配置計画

1. 本様式には調査表－6の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。

工事調査表-8 建設副産物の搬出処理(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

建設副産物の搬出処理

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－8 建設副産物の搬出処理

1. 調査対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 収集運搬を自社で行う場合は、委託先を「自社」と記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

工事調査表-9 配置予定技術者名簿(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

配置予定技術者名簿

*「公共工事における低価格入札に対する措置」による主任技術者の専任配置又は主任(監理)技術者と同等の資格者を専任で別途配置する技術者も記載する

* 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

* 調査対象者との雇用関係を確認するため健康保険証の写し等を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～9）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－9 配置予定技術者

1. 配置を予定する主任技術者、監理技術者、現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

添付書類

1. 記載した技術者等が自社で雇用することを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。